

# 株式の分割に関する取締役会決議公告

平成18年3月10日

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目16番11号

**株式会社アエリア**

代表取締役社長 小林 祐介

平成18年3月9日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

## 記

- 平成18年4月1日（土曜日）付をもって、次のとおり普通株式1株を3株に分割する。
  - 分割により増加する株式数  
普通株式とし、平成18年3月31日（金曜日）最終の発行済株式総数に2を乗じた株式数とする。
  - 分割の方法  
平成18年3月31日（金曜日）最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもって分割する。
- 配当起算日 平成18年1月1日（日曜日）
- 当社が発行する株式の総数の増加  
平成18年4月1日（土曜日）付をもって当社定款を変更し、発行する株式の総数を75,600株増加して、113,400株とする。
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

---

## お知らせならびにご注意

- 株式の分割により発行する株券およびご所有株式に関するご案内は、平成18年5月19日にお届出ご住所にお送り申しあげる予定でございます。なお、株券保管振替制度をご利用でない場合、株式の分割により発行する株券がお手元に到着するまでの間は、当該株式のご売却等はできませんのでご注意ください。（株券保管振替制度ご利用のお手続きにつきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。）
- 株券保管振替制度ご利用の場合は、平成18年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることになり、平成18年4月3日からご売却等が可能です。
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

名義書換代理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号
事務取扱場所	住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒183-8701
	東京都府中市日鋼町1番10
	住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	(住所変更等用紙のご請求) ☎0120-175-417
	(その他のご照会) ☎0120-176-417
同 取 次 所	住友信託銀行株式会社 本店および全国各支店